



県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月16日（火） 第9884号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	2
○群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（財産有効活用課）	2
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則（障害政策課）	2
○群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2
○ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（蚕糸園芸課）	3
○群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）	3
○群馬県貸金業法施行細則の一部を改正する規則（経営支援課）	3
○群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働政策課）	3
告 示	
○河川整備計画の決定（河川課）	4
訓 令	
○群馬県職員記章はい用規程の一部を改正する訓令（人事課）	5
公 告	
○群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程（廃棄物・リサイクル課）	5
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6

■規則

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月十六日

群馬県規則第三十四号

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県職員賞じゆつ金授与条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「吾」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十五号

群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十四年群馬県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号表中「ロー」を「標準ロー」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の別記様式第一号の規定により作成されている駐車券は、当分の間、使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則

の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭和三十六年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第二号の規定による費用徴収額減免申請書については、改正後の同様式の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第二号の規定により作成されている費用徴収額減免申請書は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第三十七号

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「吾」を削る。

別記様式第十四号中「吾」を「吾」に改める。

別記様式第十五号中「吾」を「吾」に改める。

別記様式第十六号、別記様式第十八号及び別記様式第十九号中「吾」を「吾」に改める。

別記様式第二十八号中「吾」を「吾」に改め、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第三十一号、別記様式第三十二号、別記様式第三十四号及び別記様式第三十六号中「吾」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の群馬県精神保健及び精神障害者福祉

3 に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。
この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十八号

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則(平成四年群馬県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「**五**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十九号

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**五**」を削り、

「**五**」を削る。

別記様式第三号中「**五**」を削る。

別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「**五**」を削る。

別記様式第七号中「**五**」を削る。

別記様式第九号中「**五**」を削る。

別記様式第九号中「**五**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十号

群馬県貸金業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県貸金業法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号別紙以外の部分中「**五**」及び注を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十一号

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

群馬県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「**五**」を削る。

別記様式第四号中「**五**」を「**六**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第65号

利根川水系利根川上流圏域河川整備計画を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により、告示する。

その関係図書は、群馬県県土整備部河川課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所及び群馬県沼田土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

令和3年3月16日

群馬県知事 山 本 一 太

■訓令

群馬県訓令甲第一号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県職員記章はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県職員記章はい用規程の一部を改正する訓令

群馬県職員記章はい用規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「吾」を削り、「羅(巽) 沓」を「羅沓」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

■公告

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程(平成十一年九月二十八日制定)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号から別記様式第十七号までの規定中「中」を「中」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和3年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,429
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 302,679
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,872
甘楽郡	6,425
吾妻郡	15,451
利根郡	9,438
佐波郡	10,114
邑楽郡	27,263
前橋市	93,091
高崎市	103,341
桐生市	31,290
伊勢崎市	56,088
太田市	59,157
沼田市	13,309
館林市	20,857
渋川市	21,821
藤岡市・多野郡	19,171
富岡市	13,477
安中市	16,343

みどり市	13,975
------	--------

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111